

女性に対する 暴力を なくそう



「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶のシンボルです

暴力は、決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人などからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

11月12日(金)～25日(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この機会に暴力に対する正しい知識を持ち、女性の人権を尊重するなど、私た

ちにできることを考えてみましょう。

詳しくは、**本政策創造課(☎22396)**へ。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や事実婚、交際相手など、親密な関係で起る暴力のことをいいます。この「暴力」とは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれます。

DVは、被害者に対する身体へのけがの他、不眠症やイ

ライラ、自律神経失調症などの多大な精神的影響をもたらします。また、暴力を振るわれている母親が子どもを虐待する場合や父親から母親への暴力に、子どもが巻き込まれてしまうこともあります。さらには、家庭での暴力の現場を見聞きすることで、子どもが問題解決手段としての暴力を学習してしまうこともあります。

社会全体で「DVは犯罪行為である」という認識を持ちましょう。

女性に対する暴力などの相談窓口

連絡先	電話番号	備考
女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	027-261-4466	月～金曜日＝午前9時～午後7時30分 土曜日＝午前10時～午後5時 日曜日＝午後1時～5時
女性の人権 ホットライン	0570-070-810	月～金曜日＝午前8時30分～午後5時15分

みんなで子どもを 虐待から 守ろう



「オレンジリボン」には児童虐待防止のメッセージが込められています

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待の件数は年々増加し、子どもの生命が奪われる事件が発生しています。

叩く音や子どもの叫び声、不自然な泣き声が聞こえるなど、あなたの周りに「虐待を受けているのでは？」と思われる子どもがいたら、迷わず通報しましょう。

児童虐待を防止するには、早期に発見し、その家族を適切に支援していくことが重要です。あなたの行動が、子どもを虐待から守るネットワークの第一歩です。

詳しくは、**本子ども課(☎2415)**へ。

へしつけと虐待の境目は
親がしつけどと思っても、叩いたり怒鳴ったりすることは正しいしつけではありません。また、暴言も虐待になります。「暴力(体罰)や暴言はしつけではない」ことを、子どもの視点で考えてみましょう。

子どもを虐待から守る5カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡を
- ②「しつけのつもり」は言い訳
- ③一人を抱え込まない。あなたにできることから行動を
- ④親の立場より子どもの立場
- ⑤虐待は、あなたの周りでも起こり得る

児童虐待の通報先一覧(通報は匿名でも構いません)

連絡先	電話番号	備考
市子ども課 家庭児童相談室	22-3443	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時
県中央児童相談所 北部支所	20-1010	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分
児童相談所 全国共通ダイヤル	189	24時間対応
渋川警察署	23-0110	緊急を要する場合は110番

子ども・若者の 未来のために

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です。ほっとできる「居場所」がない。そんな子ども・若者が増えていきます。未来を担う子ども・若者のために、何ができるか考え、行動してみませんか。

強調月間に関する取り組みは、内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html> で確認してください。

詳しくは、**生涯学習課(☎22500)**へ。